

◆令和2年度 医師国保組合 健康診断のご案内◆

当組合では組合員を対象として健康診断の補助事業を実施しています。40歳～74歳の方は、医師国保で指定した項目の健診と併せて特定健康診査（以下：特定健診）の受診をお願いいたします。

実施期間：令和2年5月～令和3年3月

対象者：別紙案内表の対象者欄をご覧ください。

健診項目：特定健診（受診券を使用。40歳～74歳の方のみ）と医師国保健康診断表に指定している項目。

健診場所：別紙案内表の健診場所欄をご覧ください。

健診費用：組合員の方の自己負担はありません。医師国保組合が補助いたします。

《健康診断を実施した医療機関からの請求方法》

◇医師国保健康診断表の請求…用紙に請求金額等を記入されて医師国保宛郵送ください。

◇特定健診分の請求…国保連合会へ電子媒体にて請求をお願いします（特定健診は指定された実施機関のみ実施できる健診です）。特定健診の請求金額は集合契約※での契約金額をお願いします。

*特定健診は自院で実施されてもかまいませんが、ご請求は国保連合会へ電子媒体にてご請求ください。

*健診機関が2箇所以上になる場合は、ご連絡くだされば医師国保健康診断表を追加でお送りします。

※集合契約：大分県医師会（特定健診実施機関の取りまとめ機関）と保険者（代表は健康保険組合連合会。医師国保組合も含む。）との間で交わされている特定健診等の契約。

●特定健康診査の検査項目

腹囲・BMI・血圧・空腹時血糖・HbA1c・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・GOT・GPT・ γ -GTP・尿糖・尿たんぱく等

●医師国保健康診断表に指定している検査項目

（年齢や組合員種別で検査内容が異なります）

視力・聴力・胃部X線・胸部X線・便・血液検査・尿潜血・子宮がん・乳がん等

◇次ページの健康診断案内表をご覧ください◇

対象者	健診場所	健診機関へお持ちいただく物	健診項目
医師組合員とその配偶者 (40歳未満)	県内であればどの医療機関・健診機関でも構いません。(自院でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(黄色の用紙) 	医師国保健康診断表に指定している項目。
従業員組合員 (40歳未満)		<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(もも色の用紙) 	
医師組合員 (40歳～74歳)	特定健診は、特定健診実施機関にて。それ以外(医師国保健康診断表に記載されている健診)は、県内であればどの医療機関・健診機関で受診されても構いません。出来れば同一の医療機関・健診機関での受診をお願いします。(自院でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(むらさき色の用紙) 特定健診受診券 質問票 	特定健診と医師国保健康診断表に指定している項目。
医師組合員の家族 (40歳～74歳)		<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(むらさき色の用紙) 特定健診受診券 質問票 	
従業員組合員 (40歳～74歳)		<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(みず色の用紙) 特定健診受診券 質問票 	
従業員の家族 (40歳～74歳)	特定健診を実施している医療機関・健診機関。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 特定健診受診券 質問票 	特定健診のみ。
令和2年4月2日以降に加入された医師組合員とその配偶者	県内であればどの医療機関・健診機関でも構いません。(自院でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(オレンジ色の用紙。40歳未満の方は黄色の用紙でも構いません) 	医師国保健康診断表に指定している項目。
令和2年4月2日以降に加入された従業員組合員		<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 医師国保健康診断表(みどり色の用紙。40歳未満の方はもも色の用紙でも構いません) 	

- * 40～74歳の方でも令和2年4月2日以降に医師国保に加入された方は、特定健診は受診できません。医師国保健康診断表の新規加入者対象用紙で受診されてください。令和3年度からは特定健診受診可能となります。
- * 現在年齢が39歳の方でも令和3年3月末までに40歳になられる方は、特定健診該当者になり受診券が発行されていますので、特定健診をお受けください。
- * 自己負担はございません。* 健診の予約はご自身でお願いします。
- * 従業員組合員のご家族は、特定健診のみの補助となりますが、令和2年4月2日以降に加入の方は、加入年度の令和元年度は補助の対象といたしておりません(翌年度の令和3年度からは対象となります。)